

特定非営利活動法人 松江サードプレイス研究会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 松江サードプレイス研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を島根県松江市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、サードプレイス活動を通して、マチを“憩いと交流の場”として楽しもうとする“環境と場づくり”に関する事業を行い、市民並びに団体が、マチに関心を持ち、市民ひとりひとりの心の豊かさを高めることを目的とします。

子どもからお年寄りまで、憩い・交流できる環境と場を多方面に実現させることにより、観光客等県外からのお客様を、心地良いおもてなしで迎える意識を醸成するとともに、松江独自の文化を発展させる活動を展開し、地域の活性化に寄与します。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子供の健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 心ゆたかな人づくり事業
- (2) 住みよいまちづくり推進事業
- (3) 心地よい環境づくり事業
- (4) 情報発信事業
- (5) イベント企画・運営事業
- (6) 関連施設の管理・運営事業
- (7) 生活雑器・雑具の開発及び販売事業
- (8) 地域関連グッズ等の開発及び販売事業
- (9) 各種調査事業
- (10) 関連出版物の発行・販売事業
- (11) 関連 web・映像等の製作及び販売事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とし、会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

(会員の入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、毎年一回の年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、別に理事会の議決を経て、定めるものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または失そう宣告をうけたとき。
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令及び本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 本会は、既納の年会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び人数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選とする。
- 3 法第20条の各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 4 監事は総会で選任する。
- 5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況又は、本会の財産状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 理事が次のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該理事を解任することができる。また、監事が次の各号に該当する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。ただし、その事および監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反や、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬をうけることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問設置)

第20条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労があつた者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して、理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総 会

(総会種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の選任
- (3) 合併
- (4) 解散
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、第15条第4項第4号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することがきる。

- 2 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次に掲げる事項を記載し議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員の入会の承認
- (2) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (3) 事業計画及び収支予算並びに変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 年会費の額
- (6) 借入金
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号による請求があつたときは、その請求があつた日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ議決することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄附金品

- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 本会の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後に速やかに作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会で報告しなければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、役員名簿、役員のうち当該年度に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後に速やかに作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後3ヶ月以内に松江市長に提出しなければならない。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(余剰金の処分)

第50条 本会の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第51条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第52条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

(組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて松江市長の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第55条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 松江市長による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 前項第2号の事由により解散するときは、松江市長の認定を受けなければならない。
- 4 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第56条 本会が解散したときに残存する財産は、総会において出席した会員の半数以上の議決を経て選定する。

(合併)

第57条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ松江市長の認証

を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 書類の備置き、閲覧及び公告方法

(書類の備置き)

第58条 本会は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)
- (3) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面

(閲覧)

第59条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(公告の方法)

第60条 本会の公告は、本会の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第10章 補 則

(公 告)

第61条 本会の公告は官報においてこれを行う。

(細 則)

第62条 この定款の実施について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

【附 則】

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成24年6月30日までとする。

理 事 長 宮原展子
副理事長 福村敬香
副理事長 中尾禎仁

理事 池尻由香
同 勝田幸利
同 須山広子
同 中村和可子
同 山下武之
監事 江角直記

- 3 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
年会費 1,000円

